

平成29年度 蕨市・納税通知書送付用封筒・有料広告事業 募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、地域経済の活性化を図るとともに市の新たな財源確保を目的に、蕨市が使用・管理する納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）を広告媒体として民間事業者の広告を有料で掲載することについて、必要な事項を定めるものです。

2. 広告の規格等及び募集事業者数

(1) 広告の規格等

- サイズ：縦7cm×横8cm
- 印刷色：青色系単色
- 部数：50,000部（固定資産税26,000部、市県民税18,000部、軽自動車税6,000部）
- 掲載枠：2枠

(2) 募集事業者数 2社

3. 掲載位置

封筒の裏面

4. 掲載期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（平成30年度中）

ただし、広告を掲載した封筒の在庫が無くなるまでとします。

5. 広告掲載料

1枠（1社）につき年額45,000円（消費税込）です。

6. 広告掲載の範囲

掲載することができる広告は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第4条の規定に基づき、市民生活に関連するものであって、次のいずれにも該当しない広告又は事業者の広告となります。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品格を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

(6) その他蕨市が広告掲載することが適当でないと思えたもの

- ①不動産に係る収益事業を行う事業者（固定資産税の関連業種）及び原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に係る事業を行う事業者（軽自動車税の関連業種）
- ②貸金業法（昭和58年法律第32号）により登録を受けた貸金業
- ③商品先物取引に関する広告及び事業者
- ④賭博（ギャンブル）に関連する広告及び事業者
- ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う施設及び事業者
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- ⑦行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑧税金の滞納事業者
- ⑨法令等の違反事業者
- ⑩暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の統制の下にある団体と認められる事業者

7. 広告掲載を希望する事業者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集

(1) 募集期間

平成29年10月2日（月）午前9時から10月20日（金）午後4時まで

(2) 申込書の提出

広告掲載希望者は「蕨市広告掲載申込書（様式第1号）」1部に、下の(3)に示す書類を添付し、持参又は郵送若しくはEメールにより、蕨市総務部税務課諸税係に提出してください。

郵送又はEメールで申込書を提出する場合は、10月20日（金）午後4時必着に限ります。

(3) 申込書の添付書類

- ①広告原稿（紙媒体、電子媒体のいずれも可）
- ②会社案内等（パンフレットやインターネットHPの会社概要（印刷したもの）でも可）
- ③法人市民税納税証明書（蕨市以外から課税されている事業者に限る）

8. 広告主の選定方法等

(1) 広告主選定における優先順位は、蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第5条第2項の規定に

基づき、次の順序によります。

①市民の日常生活に関連する公共的性格のある事業者で、市内に事業所を有するもの

②前号に定めるもの以外の事業者で市内に事業所を有するもの

③市内に事業所を有しない事業者

(2) 広告掲載希望者の数が募集の数(2社)を超えた場合、上の(1)により広告主を選定します。ただし、同条件の広告掲載希望者があったときは、抽選により選定するものとします。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、広告掲載希望者すべてに「蕨市広告掲載決定通知書(様式第2号)」を郵送して通知します。電話やEメールでのお問い合わせはご遠慮ください。

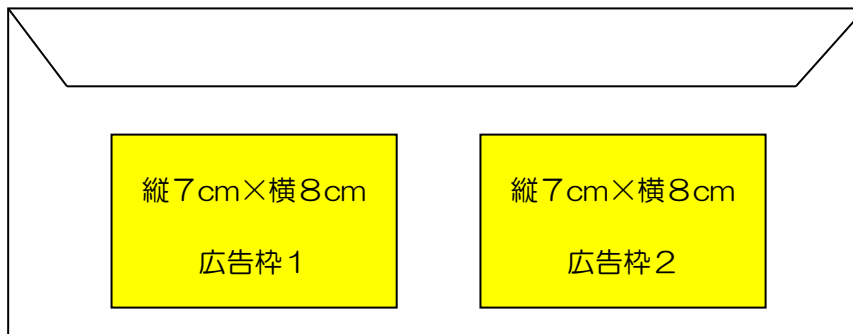
(4) 協定書の締結

選定された事業者(広告主)は、蕨市総務部税務課担当者との協議し、速やかに「蕨市納税通知書発送用封筒有料広告事業に関する協定書」の締結に係る手続きを行ってください。

9. 広告掲載料の納付

広告掲載料は、蕨市が発行する納入通知書により蕨市が指定する期日(平成29年度中)までに、一括で納付してください。

10. 広告を掲載した封筒裏面のイメージ図



有料広告の掲載場所(上の「広告枠1」又は「広告枠2」)については、蕨市が決定します。

11. 申込書等の提出先・質問等の受付先

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5-14-15 蕨市役所1階

蕨市総務部税務課諸税係

TEL: 048-432-3200 (内線271)

Eメール: zeimu@city.warabi.saitama.jp

(様式第1号)

年 月 日

蕨市広告掲載申込書

蕨市長 あて

広告掲載希望者

事業所所在地

事業者及び代表者氏名

電話番号

F A X

蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体の種類	納税通知書送付用封筒（平成30年度・税務課使用分）
掲載希望期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
広告の内容	

添付書類 広告原稿、会社案内等

(様式第2号)

年 月 日

蕨市広告掲載決定通知書

様

蕨市長



広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広告媒体の種類	納税通知書送付用封筒（平成30年度・税務課使用分）
広告の内容	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。 (理由)
掲載期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
広告掲載料	45,000円（1年度間）
掲載料納付期限	平成30年1月31日まで
その他	